

厚労省「第7回 レセプト情報等の提供に関する有識者会議」 事前審査におけるデータ提供不承諾例を提示

2011/11/10

11月10日の「レセプト情報等の提供に関する有識者会議」（座長代行：山本隆一・東京大学大学院情報学環准教授）では、事務局が、厚生労働省によるレセプト等のデータ提供の事前審査において、申請不承諾とした事例を提示した。



今回から試行的に開始されるデータ提供への申請は、8月29日から9月2日までに受け付けが行われ、その後事務局による事前審査が実施された。セキュリティ要件に関して不承諾となったものには、申請団体独自のセキュリティ規程の不備や、データ保管場所の入退室管理が不十分といった事例があった。研究内容やデータ抽出に関しては、調査の集計単位が極めて小さくなる可能性がある要望や、「傷病名コード」・「診療行為コード」・「医薬品コード」のどれか1つでも「全数希望」とする要望は、個人の特定を防ぐため原則不承諾とした。また、1件の申請に複数の研究が盛り込まれている場合や、研究の目的等が不明確な場合、地域限定のデータ要望の場合などは、再提出を求めるなど慎重な評価を実施した。

「傷病名コード」等の全数希望については、今回は情報提供困難と判断したが、レセプト等のデータ活用が最善で、公共性が高い研究については門戸を閉ざすべきではないとの指摘もあり、今後の会合において、個人が特定できないような安全性の高いレセプト情報・特定健診情報をあらかじめ「基本データセット（仮称）」としてパッケージ化し、そこに「傷病名コード」等の全数を盛り込む仕組みを検討する。

委員からは、申請不承諾と判断された申請者が異議を申し立てることができる制度を構築すべきとの意見が上がり、山本座長代行は「ワーキンググループをつくるなどして異議を受け付けても良いのではないか」とした。また、事務局において極めて複雑な集計が必要となるデータを要望した申請もあったことから、事前にレセプトのフォーマットに関する説明会を実施し、提供可能なデータの範囲を理解してもらうべきとの意見も上がった。

■年度内に2回目のデータ提供受け付けを実施

この日の会合では、事前審査に関する議論に続き、非公開で個別審査を行い、第1回目のデータ提供として6件を承諾した（条件付き承諾等を含む）。詳細は後日厚労省のホームページで公表される。

また、第2回目のデータ提供の申請受け付けは、2011年度内を目標に行われる予定で、次回の受け付けに向けて、データ利用によってどのような研究が可能か等の理解の一助となるよう、ダミー値による架空データを作成することも今後検討する。